

京都市告示第716号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

道路の種類 国道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
一般国道162号	右京区梅ヶ畑高鼻町46番地の1地先から	旧	メートル 337.00	メートル 6.80 ~ 9.15
	同区梅ヶ畑広芝町34番地の1地先まで	新	337.00	10.50 ~ 40.80

(建設局土木管理部道路明示課)